

協力医療機関に関する協定書

社会福祉法人 敬和会（以下「甲」という。）と 医療法人社団 聡帆会 阿部田医院（以下「乙」という。）は、下記のとおり協力医療機関に関する協定を締結する。

記

（協力医療機関）

第1条 甲は、乙を、甲が運営する特別養護老人ホームひだまりの家やまとの協力医療機関と定め、当該事業所の利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、甲が乙に連絡をとり、これに対して乙は迅速に適切な対応をとるよう努めるものとする。

（協定期間）

第2条 この協定の期間は、令和6年12月1日から令和7年11月30日までとする。前項の期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が別段の意思表示をしなかったときは、この協定は1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（疑義等の決定）

第3条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

以上

この協定を締結した証として、本書面を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所持する。

令和6年12月3日

甲 所在地 茨城県桜川市大国玉4514番地2
法人名 社会福祉法人 敬和会
代表者職氏名 理事長 飯島 隆裕

乙 所在地 〒300-4422 茨城県桜川市真壁町亀熊123-1
TEL 0296-55-0305, FAX 0296-55-3666
法人名又は診療所名 医療法人社団 聡帆会
代表者職氏名 理事長 阿部田 聡

協力医療機関に関する協定書

社会福祉法人 敬和会（以下「甲」という。）と 社会医療法人 恒貴会 協和中央病院（以下「乙」という。）は、下記のとおり協力医療機関に関する協定を締結する。

記

（協力医療機関）

第1条 甲は、乙を、甲が運営する特別養護老人ホームひだまりの家やまとの協力医療機関と定め、当該事業所の利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、甲が乙に連絡をとり、これに対して乙は迅速に適切な対応をとるよう努めるものとする。

（協定期間）

第2条 この協定の期間は、令和6年12月 / 日から令和7年11月30日までとする。前項の期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が別段の意思表示をしなかったときは、この協定は1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（疑義等の決定）

第3条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

以上

この協定を締結した証として、本書面を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所持する。

令和6年12月 / 日

甲 所在地 茨城県桜川市大国玉4514番地2
法人名 社会福祉法人 敬和会
代表者職氏名 理事長 飯島 隆裕

乙 所在地 茨城県筑西市門井1676番地1
法人名又は 社会医療法人 協和中央病院
診療所名 恒貴会
代表者職氏名 理事長 黒川 徳